

# 平成27年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成27年12月8日(火)

東洋町議会

余 白

## 平成27年第4回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場  
開 会 平成27年12月8日(火) 午前9時00分宣告  
出 席 議 員 (9名)

議長	今宮 裕明 君	副議長8番	西岡 尚宏 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	高畠 俊彦 君	4番	小松 熙 君
5番	武山 裕一 君	6番	小野 正路 君
7番	田島毅三夫 君		

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長	松延 宏幸 君
副 町 長	光本 速雄 君
会 計 管 理 者	川田真由美 君
教 育 長	奈良崎幸一 君
総 務 課 長	生松 克祐 君
税 務 課 長	安岡 良仁 君
住 民 課 長	光本 孔士 君
産業建設課長	伊吹真貴博 君
教 育 次 長	藤村明美智 君
地域包括支援 センター事務局長	蛭子 浩久 君
総務課長補佐	大坪 靖幸 君
住民課長補佐	田岡いずみ 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	原田 容子

議 事 日 程 別紙のとおり  
議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 6番 小野 正路 君 7番 田島 毅三夫 君  
平成27年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成27年12月8日(火) 午前9時00分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第46号 専決処分事項「平成27年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第4] 議案第47号 東洋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めることについて
- [日程第5] 議案第48号 東洋町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第49号 東洋町税条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第50号 東洋町介護保険条例の一部を改正することについて
- [日程第8] 議案第51号 東洋町介護保険手数料条例の一部を改正することについて
- [日程第9] 議案第52号 平成27年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第10] 議案第53号 平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第11] 議案第54号 平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて

[日程第12] 議案第55号 平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて

[日程第13] 議案第56号 安芸広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正することについて

余 白

平成27年第4回東洋町議会定例会 平成27年12月8日 火曜日  
議事のてんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成27年第4回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間:9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、専決処分事項補正予算1件、条例5件、補正予算4件、安芸広域市町村圏事務組合規約の改正1件の計11件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から、平成27年8月から平成27年10月分の例月出納検査の結果報告について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

次に、閉会中の議員派遣2件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入るに先立ちまして、町長から行政報告について発言の申出がありましたので、これを許します。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

おはようございます。

開会にあたりまして、ごあいさつと、若干のご報告を申し上げます。

本日、平成27年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、師走を迎え、何かとご多忙のところ、全員のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

今議会への提出案件でございますが、専決予算1件、本年度の補正予算案4件、条例議案5件、その他の議案1件、併せて11件の議案を提案させていただきます。

適切なご審議、ご決定をお願いを申し上げます。

最初に、高知県政についてでございます。

高知県知事選の告示日10月29日に、尾崎正直県知事は、無投票で3選を果たしております。戦後では、都道府県知事で2人しかいない2期連続無投票当選ということでございます。この結果は、知事の政策や政治姿勢につきまして、県民の大多数の方が支持している証左であると考えます。知事は、全国高速道路建設協議会の会長に就任をしたばかりでもございます。今後の一層のご活躍をご期待し、疲弊する本縣市町村の浮揚に、一層のご指導を発揮していただけるものと確信をしているところでございます。本町も県との連携を更に強化して参りたいと思っております。

また、国政におきましては、来夏の参議院選挙の区割り、徳島県と高知県を合区とし、両県代表で国会議員1名のみを選出することが決定をされております。現状の合区案は、人口比率だけが重視された、都会的発想に基づき国会議員数を調整するだけの安易な方策に思えてならないわけでございます。

各地域ごとの風土や長い歴史と文化が軽視された形での制度の改正は、地方減退の加速化に拍車をかけ、このことは必然的に都会の衰退にもつながっていくのではないかと、日本国全体が衰退する、という観点からも地方の声、その発信力を確保するための選挙制度改革が必要ではないかと感じるところでございます。また、今般の参議院の合区の形が、違憲状態とされている衆議院の改選区割りにも適用される事態も想定されることを、大変危惧しているところであります。

続きまして、河川の嵩上げについてでございます。

昨年 of 異常な短期的集中豪雨によりまして、河内川及び小池川が氾濫いたしました。室戸土木事務所を通じ、対策を要望してきたところでございます。今般、河内川と小池川の一部につきましては、本年度に詳細設計に取りかかり、嵩上げ工事につきましては、平成28年度の県事業として予算計上がなされているとお聞きするところでございます。今後も県予算の確保について協議を重ねて参りたいと考えております。

野根地区防災備蓄倉庫の落成は、昨年は、甲浦坂トンネルの上に建設をいたしております災害用ヘリポート基地の横にですね、甲浦地区備蓄倉庫が完成をいたしております。本年度事業として、引き続き野根地区で津波の心配のない地区であります、名留川旧小学校跡地に本施設を建設をさせていただきました。落成式を11月11日に執り行ったところでございます。本町は、防災対策をはじめ、高規格道路への取り組みや、まだまだやらな

ければならない事案が、山積をしているところでございます。

今後も国県と連携をし、本町の財政事情を勘案しつつ、有利な方策を検討しながら財政構造の許される範囲で、順次、取組んで参ります。

最後に、継続裁判3件について、現在の状況についてご報告を申し上げます。

これまで4年間で、10件の裁判に、町長として応訴をして参りましたが、現在、継続中となっております3件の訴訟についてご報告を申し上げます。

最高裁へ上告しておりました、野根漁協への貸付金損害賠償事件でございますが、10月30日に町の上告受理申立が正式受理をされました。口頭弁論期日は、12月11日と指定され、最高裁第二小法廷で民訴法第318条第1項の事件に当たるとして審理開始されることとなっております。今後の審理結果等につきましては、議会へ速やかにご報告をして参ります。

また、11月17日には、ヘリポート用地等の取得訴訟の一審判決言渡があり、不適法な監査請求として却下となっております。生見避難タワー建設訴訟につきましては、10月27日に結審となりまして、12月22日が判決日となっております。なお、本町にも関係する県知事が被告となっております緊急雇用基金事業を活用した間伐委託事業の裁判も、11月17日に棄却の判決が下りております。

以上で、行政報告とさせていただきますが、本定例会が、本年最後の議会でありますけれども、翌年1月早々から、多くの諸行事が控えております。議会議員の皆様におかれましても年末年始、ご自愛くださりますようご祈念を申し上げます、開会の挨拶、ご報告といたします。

議長

(今宮 裕明議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、6番、小野正路君、並びに7番、田島毅三夫君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

高島議会運営委員長。

議会運営委 (高島 俊彦議会運営委員長)



員長

おはようございます。

平成27年第4回定例会議会運営委員会の報告を行います。

12月4日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議致しました結果、本定例会の会期は、本日から、12月11日までの4日間とする。

運営につきましては、本日8日の開会日に、提出者からの提案理由の説明を受け、本日の本会議散会后から、委員会及び議案審査のための休会、11日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

また、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間、答弁者も1時間とする。

次に、反問権を試験的に導入するものとし、質疑、質問に対し、執行部側に反問権を与えることとする。なお、反問権については、質疑、質問回数及び時間は含めないものとする。

一般質問の通告期限は、本日8日火曜日午後5時まで、議案質疑の通告期限は、9日水曜日正午までとする。

森林、林業政策の推進を求める意見書は、産業建設常任委員会へ付託する。

以上のように決定しました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月11日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月11日までの4日間と決定しました。

日程第3、議案第46号、専決処分事項平成27年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(専決第1号)の承認を求めることについての件から、日程第13、議案第56号安芸広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正することについてまでの11件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案申し上げます。

議案第46号、専決処分事項、平成27年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(専決第1号)の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成27年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ129万7千円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ5千838万3千円と定め、平成27年9月29日に専決処分をさせていただきました。歳入では、繰越金を計上しております。歳出では、公課費を計上しております。これは、消費税の確定額に不足が生じたので、この部分だけを緊急的に予算措置をさせていただいたものであります。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第47号でございます。東洋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月8日提出でございます。

提案理由でございますが、一般職の任期付職員を採用する場合に、本町にこの規定がなかったため、今般、新たに条例を定めようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第48号、東洋町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、平成28年1月1日から実施されることに伴い、この条例を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

続きまして、議案第49号でございます。東洋町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。町税について、新たに徴収猶予に係る分割納付及び納入の方法等を定めようとするものでございます。なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

議案第50号でございます。東洋町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月8日提出でございます。

続きまして、議案第51号、東洋町介護保険手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月8日提出でございます。

提案理由でございますが、議案第50号、51号につきましては、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定によりまして、平成28年1月1日から実施されることに伴い改正をしようとするものでございます。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第52号でございます。平成27年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度東洋町一般会計補正予算第3号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ9,903万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ29億1,719万9千円とするものです。歳入では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債を計上しております。歳出では、主な歳出と致しまして、防災対策加速化基金への積立金、農業実践緊急対策事業費補助金、海洋センター体育館雨漏り修繕費、災害復旧工事費などを計上しております。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第53号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ2,311万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億4,070万1千円とするものでございます。歳入では、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金、繰入金を計上しております。歳出では、保険給付費、拠出金、還付金、前年度療養給付費償還金を計上しております。なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

11ページでございます。議案第54号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27

年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ650万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億9,579万1千円とするものでございます。歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を計上いたしております。歳出では、介護制度改正によるシステムの改修委託料、保険給付費を計上いたしております。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第55号、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ247万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億2,243万8千円とするものでございます。歳入では、国庫支出金、町債を計上を致しております。歳出では、消費税の不足分、また、緊急遮断弁設置工事費を計上いたしております。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

最後となります。議案第56号でございます。安芸広域市町村圏事務組合規約の一部を改正することについて、安芸広域市町村圏事務組合規約の一部を改正することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。平成28年度から本組合が債権回収機構を設立するため、規約の一部を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、議案第46号、平成27年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることにつきまして、ご説明をいたします。

今回の補正については、観光施設の事業収入に伴う消費税の支払いが、平成27年度から始まり、本年9月末までの確定申告及び納付期限となっていたため消費税の不足分を計上したものです。歳入歳出それぞれ、12

9万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出総額をそれぞれ5,838万3千円としております。予算書の6ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

おはようございます。

それでは、私から、議案第47号、東洋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてご説明いたします。

添付しております、議案関係資料3ページをご参照願います。この条例は、本町において条例がございませんでしたので、新たに制定しようとするものでございます。条文が短いので、全体的な説明とさせていただきます。

この条例は、地方自治法に規定しております専門的な知識を経験している者を一般職の任期付きで採用するものとしておりまして、現在いる職員の育成、また、知識経験者の一定期間確保をしようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(議案関係資料に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

おはようございます。

それでは、私の方から、議案第48号と49号を一括してご説明をさせていただきます。

まず、議案第48号、東洋町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。議案関係資料の5ページと新旧対照表の3ページから5ページをご参照していただきたいと思います。今回の改正は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布をされたことに伴いまして、6月定例会で専決承認をいただいた東洋町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものでございます。主な改正内容につきましては、法人番号の次にマイナンバー法第2条第15項の規定で定めております、法人番号の定義を追加しようとする

るものでございます。

以上でございます。

(議案関係資料及び新旧対照表に基づき説明)

次に、議案第49号、東洋町税条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

今回の改正は、平成28年4月1日からの地方税の猶予制度の見直しが行われることから、本町の税条例の一部を改正しようとするものでございます。この地方税の納税看過の猶予制度は、災害を受けたことにより税金を一時納付できない場合や財産の換価を直ちに執行することにより、納税者の生活の維持を困難にするおそれがある場合などに、法令等に基づく一定の要件のもと、強制的な徴収手続きを緩和致しまして、納税者の負担の軽減を図るため、今回改正しようとするものでございます。新旧対照表の14ページをお願いします。

(新旧対照表に基づき説明)

それでは、改正内容について、議案関係資料に基づきまして、ご説明を致します。議案関係資料の6ページから7ページをお願いいたします。

(議案関係資料に基づき説明)

今回の納税猶予等の改正の適用にあたっては、事実関係を正確に把握したうえで、法令等に基づき、適正な事務処理をしなければならないと考えております。また、納税の猶予制度は納税者の負担の軽減を図ることから、その適用にあたっては、期限内に納付を行っていた納税者との間に公平を確保を欠くことがないように、また、安易に猶予の処理をすることによって納税意識を希薄にするなど弊害が生じることがないように、法令等の定める要件を満たしているかどうかを十分に調査して事務執行をしなければならないと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方からは、議案第50号と51号について、ご説明をいたします。

議案第50号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

議案関係資料の16ページと新旧対照表の15ページをお願いいたします。

今回の改正は、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づきまして、平成28年1月1日から運用できるよう改正するものでございます。

(議案関係資料及び新旧対照表に基づき説明)

これは、保険料の徴収猶予申請及び保険料減免申請の際に添付する書類の記載事項に個人番号の欄を新たに追加するものとなっております。

続きまして、議案第51号、東洋町介護保険手数料条例の一部を改正することについて、ご説明いたします。

議案関係資料の17ページと新旧対照表の17ページをお願いいたします。

この改正も同様に、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づきまして、平成28年1月1日から運用できるように改正するものでございます。

(議案関係資料及び新旧対照表に基づき説明)

これは、災害で著しい損害を受けたこと等により、指定居宅介護支援の手数料の減免を申請する際に添付する書類の記載項目に個人番号の欄を新たに追加するものとなっております。

以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)  
生松総務課長。

総務課長 (生松 克祐総務課長)  
それでは、議案第52号、一般会計補正予算第3号について、ご説明いたします。  
予算書の1ページをお願いします。  
(予算書に基づき説明)

議長 (今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)  
それでは、議案第53号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会

計補正予算第3号について、説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,311万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,070万1千円とするものでございます。

8ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

議案第54号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて、ご説明をいたします。

補正案では、歳入歳出それぞれ650万1千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5億9,579万1千円としております。

予算書の8ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

議案第55号、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第2号をについて、ご説明いたします。

今回の補正の主なものは、緊急遮断弁設置工事費の増額と消費税の中間払い分の補正です。歳入歳出それぞれ247万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億2,243万8千円とするものです。

予算書の7ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、議案第56号、安芸広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正



することについて、ご説明をいたします。

新旧対照条文の18、19ページをご参照願います。

安芸広域市町村圏事務組合は、平成28年度から徴税の滞納などを回収していただく債権回収機構を設立致します。その設立するために、共同処理する事務の中に、回収する事務として追加をしております。

(新旧対照表に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終わりました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

ここでお諮りします。冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会后から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、11日午前9時から再開したいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。どうもお疲れさまでした。

次の本会議は11日、午前9時から議会放送をいたします。

これにて議会放送を終了いたします。

(散会時間:10時15分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員